

第12回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和8年4月9日(木)

農村環境改善センター 農事研修室

第12回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和8年4月9日(木)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内海亮一

4、出席委員(16名)

2番 高橋政人	3番 吉原孝
4番 齋藤勉	5番 三木年彦
6番 大野勝弘	7番 岡本佳之
8番 菅谷祐	9番 平賀久雄
10番 川寄篤之	11番 加藤岡一弘
12番 内山充弘	13番 中村和敏
14番 板倉小百合	15番 内海亮一
16番 梅原英男	17番 今関喜明

5、欠席委員 1番 八角功次

6、議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~5)
- 第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
- 第5 議案第3号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 第6 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1)
- 第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1~3)
- 第8 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1~3)

第9 報告第4号 転用事実確認証明について

(整理番号1)

第10 報告第5号 軽微な農地改良の届出について

(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 野口裕之 主 査 北田尚史

主任書記 長谷川聡彦

◎開 会

○議長 ただいまより、第12回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第12回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、八角功次委員から所用のため欠席の旨、連絡がありましたことを報告いたします。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、平賀久雄委員および川寄篤之委員をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～5）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、本日審議をいただく、整理番号5の案件は、中村和敏委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審査する際には、退出していただくことになります。

まず、議案第1号、整理番号1から4について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、永田字下関田、登記地目、田の3筆及び畑の1筆、永田字前田、地目、田の3筆、面積2,058㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから5ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

整理番号2、申請地は、駒込字南沼、地目、田の1筆、駒込字北舞台田、地目、田の6筆、駒込字南舞台田、地目、田の1筆、面積6,399㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、6ページから9ページまでになります。

6ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、細草字原ノ前、地目、畑の1筆、面積523㎡を贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は後継者がいないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、10ページから13ページまでになります。

10ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

整理番号4、申請地は、大網字小川、地目、田の1筆、面積384㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模拡大のため、義務者は経営規模縮小のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の3ページをご覧ください。

1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、14ページから17ページまでになります。

14ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われま。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1及び整理番号2の案件につきまして、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

権利者と義務者は農地が近接の関係です。

4月4日、今井推進委員さんと、現地を確認後、権利者、義務者は多忙のため、電話でお話を聞きました。

権利者は、兼業農家で農機具施設もそろっており、意欲的な農業者で申請地周辺を耕作しながら、作付面積を増やしています。

今回は3回目の申請です。

申請地は耕作地に近く、利便性がよいことから、ブルーベリーその他の果樹を栽培し、将来的には栽培面積を増やし、果樹の里づくり構想があり、その旨を義務者に説明し、土地を購入したいと相談したところ、合意しました。

義務者は農家でなく、耕作できないことから、農地を手放したいと考えていました。

昨年、権利者から購入したいという話があり、今回の申請に至っております。

申請地は草刈されいつでも耕作できる状態でした。

権利者、義務者は、申請内容に間違いのないことです。

問題ないと思われまますが、委員の慎重な審議をお願いします。

続きまして、議案第1号、整理番号2について調査報告申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

権利者と義務者は、農地が貸借の関係です。

4月4日、今井推進委員さんと現地を確認後、権利者宅に赴きお話を聞きました。

義務者は遠方のため電話でお話を聞きました。

権利者は兼業農家で農機具施設もそろっており、意欲的な認定農業者です。

申請地は、長年耕作を請負っておりましたが、昨年、義務者が相続により名義が変わったことから、義務者の土地を購入したいと相談したところ、合意しました。

義務者3名は姉弟で、昨年2月に父が死亡し、農地を遺産相続しましたが、耕作できないことから、農地を手放したいと考えていたところ、権利者から購入したいと話があり今回の申請に至っております。

権利者、義務者は申請内容に間違いのないことです。

申請地は、耕されており、いつでも耕作できるような状態でした。

問題ないと思われませんが、委員の慎重なる審議をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 はい。議案第1号、整理番号3について調査報告をいたします。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

調査は4月5日、加藤岡推進委員さんと、現地で権利者とお会いし、確認いたしました。

また、義務者には電話での聞き取りとなりました。

今回の申請に双方とも間違いのないことでした。

権利者は以前から申請地を借り耕作をしております。

また、義務者は地元にいないことや、また今後のことを考え、権利者に土地を手放したいことを相談したところ、義務者も了承したことで、今回の申請に至ったとのことです。

申請地にはネギが栽培されておりました。

問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

○議長 はいご苦労さまでした。

次に整理番号4の案件につきましては、三木年彦委員お願いいたします。

○三木委員 それでは議案第1号、整理番号4について、調査報告を申し上げます。
理由としては事務局の説明のとおりでございます。

4月2日に中村推進委員さんと、申請内容のお話を伺いました。

権利者は市内の農業者であり、義務者につきましては、当日都合がつきませんでしたので、電話にて確認を行いました。

現地を確認し義務者にお話を聞きますと、5年ぐらい前より権利者に貸付され耕作をしていただいていたそうです。

資料では、権利者の経営規模拡大と記載されておりますが、相手方の申し出により、経営規模の縮小を権利者の方に相談したところ売買の合意が成立したとのことでした。

申請地は、自宅前でもあり、利便性が増し、良くなるとともに田植前であり、草刈もされ綺麗に管理をされておりました。

以上、特に問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 はいご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号、整理番号1から整理番号4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号、整理番号1から整理番号4に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決

定いたします。

- 議長 議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

- 議長 議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

- 議長 続きまして、議案第1号、整理番号5の案件の審議をお願いしたいと思しますので、議事参与の制限に該当します、中村和敏委員は、ここで退室をお願いいたします。

(中村和敏委員退室)

- 議長 それでは、議案第1号、整理番号5について事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局 ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は、長国字上幸田、地目、田の1筆、面積714㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は高齢により耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の2ページをご覧ください。

1-5と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、18ページから21ページまでになります。

18ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われれます。

説明は以上でございます。

- 議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施してお

りますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号5の案件につきまして、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号整理番号5について調査報告を申し上げます。
理由としては、事務局説明のとおりです。

4月5日に鶴澤推進委員とともに権利者と申請地にて話を伺い、義務者は遠方にお住まいのため、同日、電話にて確認をいたしました。

義務者によりますと、高齢により耕作できないため、売買による所有権移転を考え、権利者に相談をしたそうです。

また、権利者も義務者の相談を受け、経営規模拡大の方針や、地域環境を守るため、話を受けたそうです。

両者とも今回の申請について間違いないということでした。

権利者は認定農業者で機械能力等をそろっております。

申請地についても綺麗に管理されておりました。

以上、問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第1号、整理番号5について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号、整理番号5に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、中村和敏委員を入室させてください。

(中村和敏委員入室)

◎議案第2号

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「大網白里市農用地利用集積等促進計

画案への意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の5ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は1人、権利の設定をする者は1人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が2筆で、面積は2,280㎡でございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が1件でございます。

それでは、整理番号1の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、山口、田が2筆、2,280㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵相当額、新規。

なお、整理番号1の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきまして、岡本佳之委員、お願いいたします。

○岡本委員 議案第2号、整理番号1について調査報告を申し上げます。
内容については、事務局説明のとおりです。
借受人、貸付人に、電話にてお話を伺いました。
4月4日、大原推進委員さんと現地を確認しました。
耕作されており、綺麗になっておりました。
借受人は、農機具、設備がそろっている認定業者です。
借受人は貸付人から耕作の依頼があり、承知したとのことでした。
借受人、貸付人ともに申請に間違いありませんということでした。
以上のことから、問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。
以上です。

○議長 ご苦勞様でした。
これより、整理番号1について、質疑に入ります。
ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。
(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1に対する質疑を終結いたします。
それでは、議案第2号、整理番号1について、採決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。
それでは、議案第2号、整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第3号

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等」についてを議題とします。

事務局から議案第3号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

本案は、令和4年2月に農林水産省経営局長から、毎年度策定する旨の通知が

ありました「最適化活動の目標の設定等」でございます。

農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。

また、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は、事務の実施状況を公表しなければならないと規定されておりますことから、目標設定等の公表にあたり、農業委員会の意見を求めるものでございます。

なお、公表方法は、市のホームページへの掲載を予定しております。

はじめに、大項目Ⅰの「農業委員会の状況」でございます。

1、農業委員会の現在の体制及び2、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、9ページをご覧ください。

大項目Ⅱの「最適化活動の目標」でございます。

1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①現状及び課題では、現状といたしましては、管内の農地面積2,280ヘクタールに対しまして、前年度末までの集積面積616ヘクタールであり、集積率は、27.0パーセントでございます。

課題といたしましては、担い手のいない農家や、高齢で従事できない農家の農地を集積することが必要としております。

②目標では、集積率においては千葉県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針より令和15年度まで60パーセントを目標としております。

市の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」より算出しました今年度の新規集積面積は、22ヘクタール、集積率を28パーセントとしております。

(2)遊休農地の解消、①現状及び課題では、現状といたしましては、1号遊休農地面積は19ヘクタールであり、内訳としましては緑区分が4ヘクタール、黄区分が14ヘクタールでございます。

課題といたしましては、遊休農地の状況や所有者等の意向を踏まえ、担い手への集積等を推進していく必要があるとしております。

②目標のb、黄区分の遊休農地の解消では、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は24ヘクタールであり、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針といたしましては、市農業振興課等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行うとともに、基盤整備事業の予定や利用意向調査の結果等の情報共有を図り、遊休農地の解消のための工程表の策定を検討するとしております。

なお、既存の遊休農地の調査年度が令和3年度なのは、令和4年度に最適化交付金の制度改正があり、活動目標設定に令和3年度調査で判明した遊休農地を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することが定められているためでございます

次に、10ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進、①現状及び課題では、現状といたしましては、令和5年度から令和7年度までの新規参入者は、議案書に記載のとおりでございます。

課題といたしましては、関係機関と連携を図り、認定志向農業者を確保するとしております。

②目標、権利移動面積では、令和5年度から令和7年度までの実績及び平均は、議案書に記載のとおりでございます。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、4.9ヘクタールとしております。

2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標では、1人当たりの活動日数を1ヶ月当たり、6日以上といたしました。

(2)活動強化月間の設定目標では、活動強化月間の設定回数は3回といたしました。

なお、取組内容などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標では、新規参入相談会への参加回数は1回といたしました。

開催時期などにつきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」の質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、議案第3号、「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」は、

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第3号、「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第5号

- 議長 続きまして、日程第6、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第7、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、日程第8、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」、日程第9、報告第4号「転用事実確認証明について」、日程第10、報告第5号「軽微な農地改良の届出について」を一括して議案といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出は1件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、住宅建築用地に転用するものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による届出は3件でございます。

整理番号1から2は、農地中間管理機構を通じて、他の耕作者に依頼するため、整理番号3は、贈与により現在の借受人へ所有権移転を予定しているため、各案件とも賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は3件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の15ページをご覧ください。

転用事実の確認証明については、1件でございます。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員および推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

続きまして、報告第5号についてご説明いたします。

議案書の16ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

土地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、畑として耕作しようとするものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

説明は以上でございます。

- 議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

- 議長 それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第6から日程第10の報告事項を終了いたします。

◎その他

- 議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長 事務局どうぞ。

- 事務局 それでは、事務局より、今後の予定についてご連絡いたします。

総会終了後に皆様にお配りしております「活動記録簿の様式変更について」及び「農業者年金加入推進対策会議」を行います。

以上でございます。

- 議長 他にございませんか。
-

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第12回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時41分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年4月9日

農業委員会会長 内海亮一

署名委員 平賀久雄

署名委員 川新篤之